

## □ 検査申請に必要な図書等

### 1. 中間検査

**(1) 提出部数は各 1 部です。ただし、\*印は 2 部提出してください。**

- ・ 代理者への委任状又はその写し
  - ・ 中間検査申請書（施行規則別記第 26 号様式）

第 4 面には、中間検査までの工事監理の状況について記載してください。

検査申請書を 1 部、別途第 2 面から第 4 面を 1 部提出してください。

（検査申請書第 1 面の日付欄に日付が記載されていることを確認してください）

（検査申請書第 1 面の工事監理者が第 2 面の工事監理者の欄に記載されていることを確認してください）
  - ・ 他機関等で確認を受けている場合は、当該確認済証（及び申請書副本）

提示するとともに、その写しを添付してください。原本と写しの内容の照合を行います。
  - ・ 軸組、仕口その他の接合部、鉄筋部分等の写真（検査の特例の場合）
  - ・ その他特定行政庁が工事監理の状況を把握するため、特に必要があると認めて規則で定める書類等
  - ・ 施行規則第 3 条の 2 に規定する軽微な変更がある場合は、軽微な変更説明書（中間検査申請書第 3 面 11. 欄別紙）（同一の軽微な変更についてすでに軽微変更報告書を提出している場合を除く）
- \* 軽微な変更説明書は、軽微な変更に該当する理由を記載してください。

**(2) あらかじめの検討を行った場合**

- ・ 確定事項説明書（検査申請書第 3 面備考欄別紙：確定内容があらかじめの検討の範囲にあることの確認を記載してください。）

### 2. 完了検査

**(1) 提出部数は各 1 部です。ただし、\*印は 2 部提出してください。**

- ・ 代理者への委任状又はその写し
- ・ 完了検査申請書（施行規則別記第 19 号様式）

第 4 面には、完了検査までの工事監理の状況について記載してください。

(中間検査を受けたものにあつては、直前の中間検査以降の工事監理の状況について記載してください)

検査申請書を1部、別途第2面から第4面を1部提出してください。

(検査申請書第1面の日付欄に日付が記載されていることを確認してください)

(検査申請書第1面の工事監理者が第2面の工事監理者の欄に記載されていることを確認してください)

- ・ 他機関等で確認・中間検査を受けている場合は、当該確認済証（及び申請書副本）、中間検査合格証（添付図書を含む）

提示するとともに、その写しを添付してください。原本と写しの内容の照合を行います。

軸組、仕口その他の接合部、鉄筋部分等の写真（検査の特例の場合）

- ・ 都市緑地法第43条第1項の認定を受けた場合にあつては当該認定に係る認定書
- ・ その他特定行政庁が工事監理の状況を把握するため、特に必要があると認めて規則で定める書類等
- ・ 施行規則第3条の2に規定する軽微な変更がある場合は、軽微な変更説明書（完了検査申請書第3面10.欄別紙）（同一の軽微な変更についてすでに軽微変更報告書を提出している場合を除く）
- \* 軽微な変更説明書は、軽微な変更該当する理由を記載してください。

## **(2) 追加説明書を求められた場合**

- \* 完了検査追加説明書（添付図面等を含む）
- \* 変更後の建築計画概要書（計画変更がある場合）

## **(3) あらかじめの検討を行った場合**

- ・ 確定事項説明書（検査申請書第3面備考欄別紙：確定内容があらかじめの検討の範囲にあることの確認を記載してください。）

## **(4) 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた場合**

- ・ 適合性判定に要した図書（当機関で判定を受けた場合は、申請書第3面備考欄に所定の記載をすることによって省略できます。当該記載のある書式は当機関のウェブサイトからダウンロードできます。）
- \* 変更後の計画が省エネ基準に適合することを示す書類（省エネに係る変更が行われている場合）
- ・ 省エネ基準工事監理報告書（申請書第4面別紙）

□ 仮使用認定に必要な図書等

1. 提出部数は正・副 2 部です。

- ・ 代理者への委任状又はその写し（仮使用認定から引受ける物件）
- ・ 仮使用認定申請書（施行規則別記第 34 号様式）
- ・ 各階平面図
- ・ 二面以上の断面図
- ・ 耐火構造等の構造詳細図
- ・ 配置図
- ・ 安全計画書

※施行令第 147 条の 2 規定する建築物の場合は安全計画書に代えて工事計画書・安全計画書の提出が必要です。

- ・ その他基準に適合することの確認に必要な図書